

## 感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合、医師の指示する期間は出席停止期間となります。出席停止の措置を受けるには、以下の手続きが必要となります。

### 1 手続き方法

(1) 学校感染症と診断された場合、速やかに学校へ電話等で申し出る。

(2) 治癒後、下記2点を担任に提出する。

- ① 学校感染症証明書（生徒手帳及びホームページに掲載のもの）または病院独自の証明書
- ② 出席停止届

### 2 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(次ページ参照)

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ  ※上記のほか、新型コロナウイルス感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで  ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす
第二種 感染症  空気感染または、飛沫感染する感染症で学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、且つ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、且つ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症  学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  * 条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病、伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	医師の判断で出席停止を要する場合  感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる

※ インフルエンザについては、令和4年11月より医師による証明書の提出が不要となりました。（厚生労働省からの通知）

従来出席停止届（旧ホームページの学校生活参照）の1～3について、保護者が記載し、裏面に医療機関領収書のコピーあるいは調剤明細書のコピーを貼付し、提出してください。